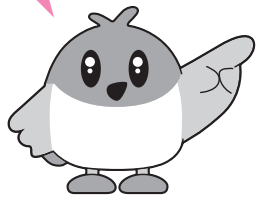


お知らせ



- 今年もエミフルMASAKI を会場に「**おもいやり消費イベント**」の開催を予定しています。(詳細は未定ですが、11月15日(土)の予定)
どんなイベントになるかは、現在、企画中!おもいやり消費に興味のある方も、そうでない方も、とにかく来て、見てください!
- 愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクターこまどりのpipi(ピピ)がみきさんと一緒に**188ダンス**を踊っています。
消費者庁ホームページ 消費者教育推進大使の最下部
いやんダンス(こまどりのpipi(愛媛県)Ver.)を見てね!

出前講座・消費者教育(出前授業)など各種啓発活動を実施しています

○出前講座では…

★消費生活相談の実態と対処の方法

- ・県消費生活センターに寄せられている相談の事例や特徴をお知らせし、その対応策をお伝えしています。
- ・高等学校等における消費者教育のご依頼もお受けしています。



★相談窓口のご案内

- ・消費者トラブルで困ったときは、ピピッと相談!!
- ・県消費生活センターのほか、お住まいの市町に相談窓口があります。

★おもいやり消費(エシカル消費)

- ・環境や人、地域の課題について考えたり、これらの課題に取り組む事業者を応援する消費活動であるおもいやり消費について説明します。

○消費者啓発リーフレット「ピピッと解決ガイド」を作成しました。

リーフレットは、県消費生活センターのホームページにも掲載していますので、ご家族、ご友人、ご近所の方にもご案内いただき、消費者トラブルの未然防止にご協力をお願いします。

○若者向け、高齢者向けなど対象者を絞った啓発用DVDの貸出を行っています。
(事前に申し込み書の提出が必要です。貸出期間:原則1週間となっています。)

愛媛県消費生活センターについて、もっと詳しく知りたい!

➡ホームページ「消費者情報プラザ」をご覧ください。



消費者情報プラザ

消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず相談しましょう!

い や や いや!
消費者ホットライン **188** 局番なし

お近くの消費生活相談窓口をご案内
居住地の郵便番号を確認して電話すると
スムーズにおつなぎできます。

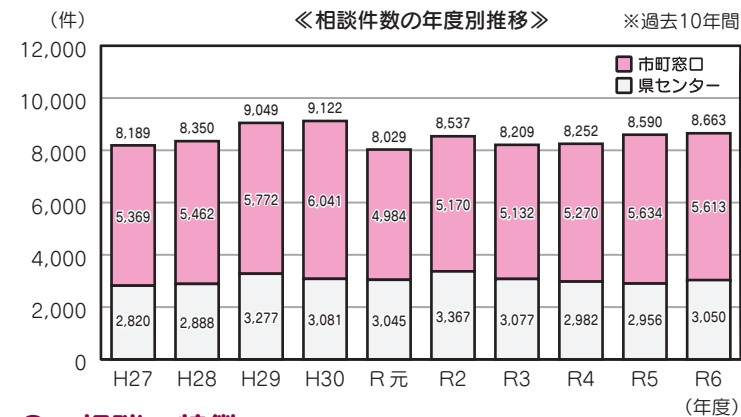


発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603(相談電話ではありません)

令和6年度の消費生活相談状況をお知らせします。

1 相談件数の年度別推移



○県内の相談窓口に寄せられた相談件数は、県・市町合わせて8,663件でした。
(県センター3,050件、市町窓口5,613件)
○前年度と比較して73件多くなっています。
(前年度比0.8%増)

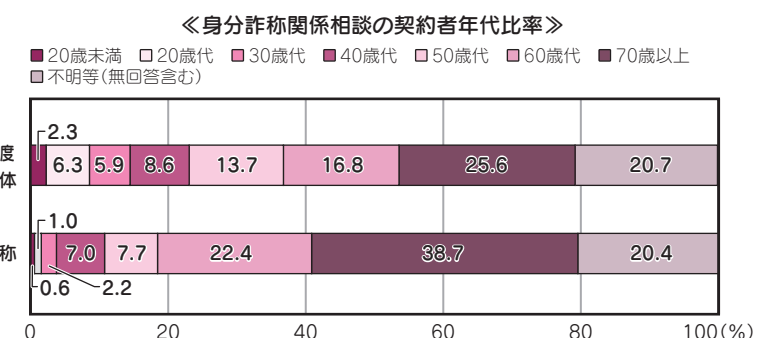
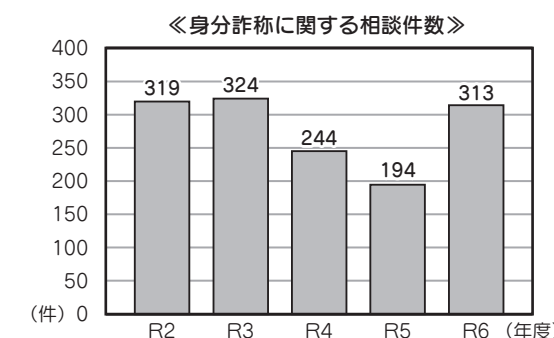
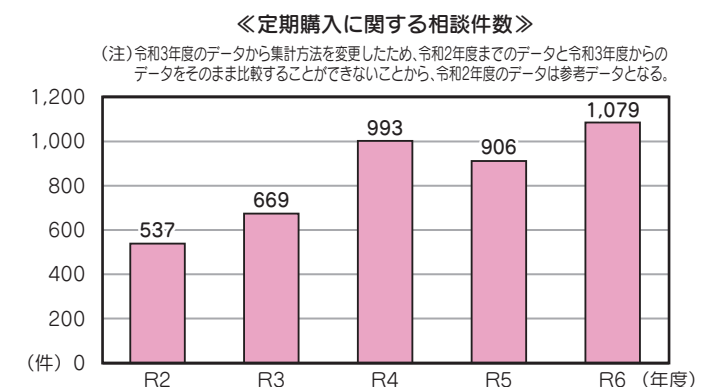
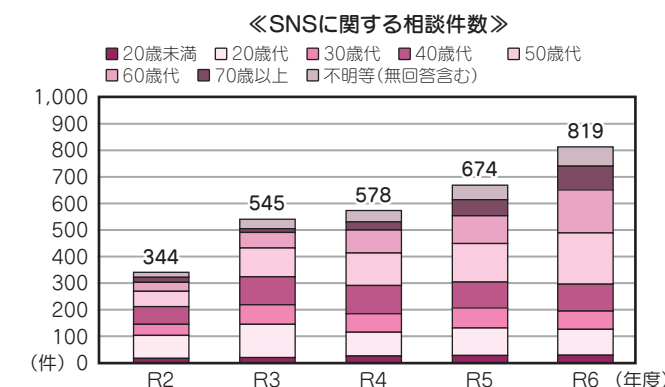
2 相談の特徴

- ◆年代別の相談件数では、70歳以上からの相談が2,216件(25.6%)と最も多く、60歳代1,457件(16.8%)と続いています。
- ◆商品・役務別では、「商品一般」の相談が931件(10.8%)で、最も多く、「化粧品」「健康食品」と続きます。
- ◆定期購入に関する相談は1,079件(12.5%)。化粧品の定期購入に関する相談が目立ちます。また、SNSに関する相談は819件(9.5%)となり、定期購入、SNSいずれの相談も前年度比で増加しています。
- ◆公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように身分を偽る「身分詐称」に関する相談が、前年度比で約5割程度増加しており、60歳代以上からの相談が半数以上を占めています。

《商品・役務別》 ※上位5位まで

順位	商品・役務名	令和6年度	
		前年度比	(件数)
1	商品一般	1.11	931
2	化粧品	1.14	750
3	健康食品	1.32	457
4	役務その他	0.98	400
5	レンタル・リース・貸借	1.04	353
	不動産貸借	1.06	315

(注)商品・役務名は独立行政法人国民生活センターホームページ内 <https://datafile.kokusen.go.jp/> の検索メニュー内の項目解説を参考



「令和6年度消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

松山簡易裁判所からの「民事調停」のご案内

松山簡易裁判所

松山簡易裁判所から、話し合いにより紛争の解決を図る「民事調停」の制度をご紹介します。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

は じ め て 民事調停

は やい解決!

民事調停は、ポイントをしぼった話し合いをするので、解決までの時間は比較的短くて済みます。

じ けんに応じた調停委員!

民事調停では、調停委員会(裁判官と「調停委員」)が間に入り、当事者双方にとって、よりよい解決方法を話し合います。「調停委員」は、社会の様々な分野で幅広い経験をもつ、民間から選ばれた非常勤の公務員で、建築士や医師等を本業とする人もいますので、事件の種類に応じて専門的な意見を聞くこともできます。

他人の め (目) には、ふれません!

「裁判」というと、「法廷」を想像する方がいるかもしれませんが、民事調停では、法廷ではなく、調停委員会が当事者と同じテーブルに座り当事者双方から話を聞きます。手続は非公開で、関係者以外はその手続を見ることはできませんので、他人に知られたくないことも安心して話すことができます。

て つづき簡単!費用が安い!

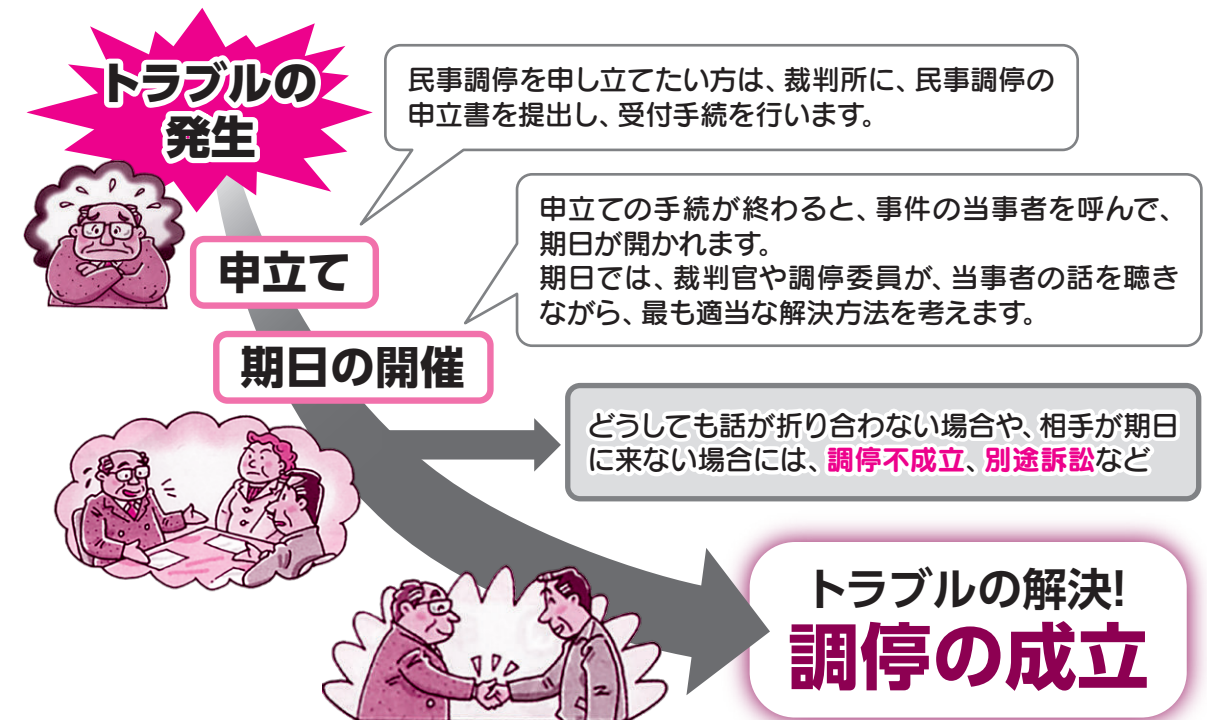
民事調停の申立てから終了までの手続に、特別な法律知識は必要ありません。裁判所の窓口で、調停の申立てについて説明を受けることもできますし、申立書の用紙を利用することもできます。申立てにかかる費用も訴訟に比べ安くなっています。

民事調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いにより紛争の解決を図る手続です。



民事調停のくわしい流れについては右頁をご覧ください

民事調停の流れ



民事調停で扱われる「トラブル」とは???

主な例として、

貸したお金が返ってこないから、支払うよう請求したい
といったお金に関するトラブルや

隣家の木が、自分の敷地に入っているのをどうにかしたい
といった近隣関係に関するトラブル、

その他に、**交通事故等の損害賠償**、**建物の明渡し**などが挙げられます。

離婚や相続などの家庭内のトラブルについては、**家庭裁判所**が取り扱っています。

調停が成立した・・・その後は???

調停が成立すると、裁判所は「調停調書」を作成します。調停調書には、合意の内容が記載され、その調書には「判決」と同じ効力があります。

お問い合わせ先

〒790-8539 松山市一番町3-3-8

松山簡易裁判所

TEL 089-903-4373
089-941-4155

さらに詳しく
お知りになりたい方は

民事調停

検索

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html